

工事の積算疑義申立て制度の導入について

横浜市が発注する工事に係る入札について、契約締結後に公表する金額入り設計書により積算疑義が判明する事例が発生していることから、積算疑義を解消したうえで契約を締結するために、契約締結前に金額入り設計書の閲覧と積算疑義の申立てができるようにします。

- 1 金額入り設計書の閲覧又は積算疑義の申立てができる方
閲覧又は申立てをしようとする入札に参加した方。ただし、落札候補者が決定しなかった入札は除きます。
- 2 金額入り設計書の閲覧請求
開札日の翌日から3日目の正午まで（休日は除く。）に、工事担当課（公告又は指名通知書に記載された工事担当課）に請求することにより、入札前に公表された設計書と同等の金額入り設計書を閲覧することができます。

提出書類：金額入り設計書閲覧請求書及び開札結果通知書

- 3 積算疑義の申立て
金額入り設計書を閲覧することにより判明する積算疑義があった場合、開札日の翌日から3日目の正午まで（休日は除く。）に、工事担当課に必要書類を提出することにより、申立てすることができます。

提出書類：積算疑義申立書及び開札結果通知書

- 4 申立てに対する回答及び取扱い
積算疑義の申立てがあったときは、積算内容を確認し、確認結果を回答します。
積算内容を確認した結果、本市積算内容に誤りがあり、落札候補者に変更が生じる等重大な誤りだった場合には、その入札の取消しをします。
- 5 適用開始日
平成 23 年 5 月 1 日以降に公告又は指名を行う案件から適用します。
- 6 要綱
「工事請負契約の入札に係る積算疑義申立手続に関する取扱要綱」
URL：
http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/kitei/kitei/sekisangigimoushitate_youkou.pdf

（問合せ先） 契約第一課工事契約係
電話：045-671-2246